

白浜町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	23,024人	11,814,560千円	661,610千円	2,512,956千円	21.3%	21.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当 り給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
24年度	人 288	千円 973,216	千円 164,384	千円 357,042	千円 1,494,642	千円 5,190	千円 5,691

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

(3) 特記事項

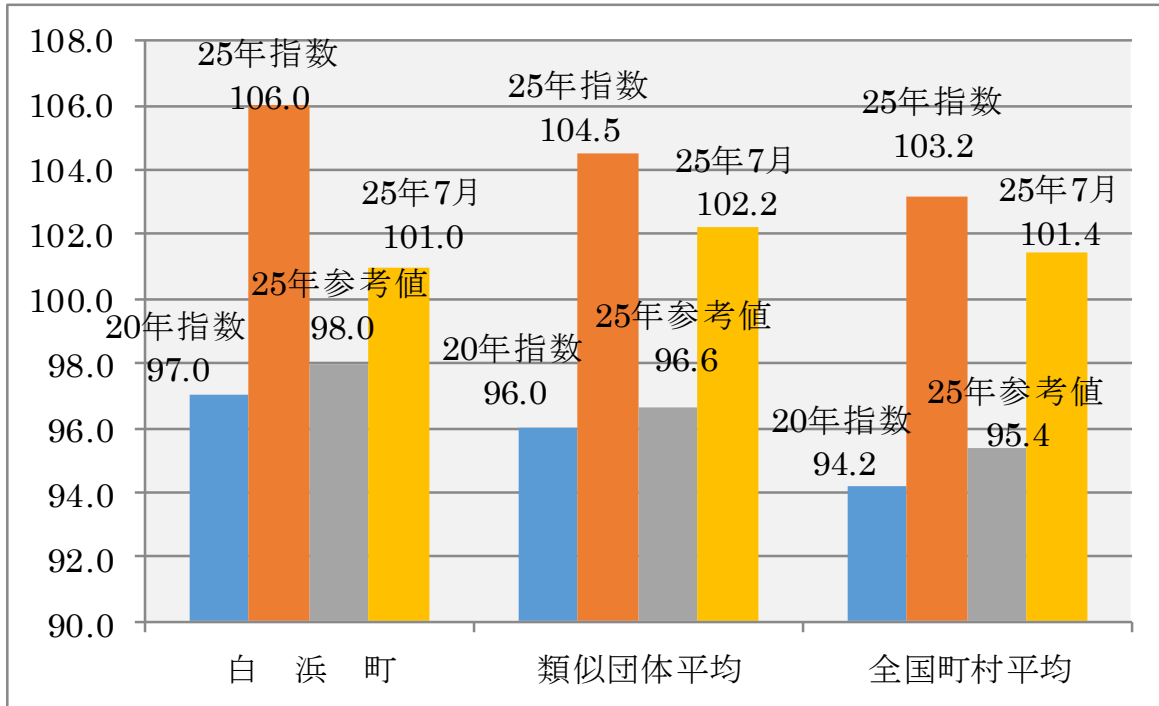
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組		
国の給与減額措置の要請に伴う地方交付税の減額に対応するため、平成25年7月から平成26年3月まで、職務の級に応じて給与の減額措置を実施。		
抑制済又は減額措置の内容		
(給料)		
町長の給料 10%減額		
副町長の給料 8%減額		
教育長の給料 7%減額		
職員給料 6級及び5級（職務の級が4級の管理職含む。） 6.4%減額、4級 5%減額、3級 4.75%減額 2級以下 4%減額		
ラスパイレス指数(H25.4.1)	参考値	減額時点ラスパイレス指数(H25.7.1)
106.0	98.0	101.0
(手当)		
時間外勤務手当及び管理職手当並びに地域手当については、給料月額に支給減額率を乗じて得た減額措置後の給与額により算定する減額措置を実施		

(その他)

平成18年3月1日に白浜町と日置川町とが合併しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白浜町	38.9歳	298,102円	334,726円	317,373円
和歌山県	42.5歳	333,549円	410,430円	369,196円
国	43.1歳	307,220(332,446)円	—	376,257(405,463)円
類似団体	42.5歳	318,183円	372,035円	349,189円

② 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白浜町	33.7歳	264,933円	284,082円
和歌山県	45.8歳	381,067円	422,240円
類似団体	41.0歳	300,123円	325,222円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居

手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		白 浜 町	和 歌 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	163,987(172,200)円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	133,418(140,100)円
教 育 職	大 学 卒	172,200円	199,700円	—
	高 校 卒	140,100円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数12年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数34年
一般行政職	大 学 卒	284,500円	363,900円	379,800円	400,400円
区 分		経験年数11年	経験年数20年	経験年数28年	経験年数34年
一般行政職	高 校 卒	234,600円	321,900円	346,100円	385,100円

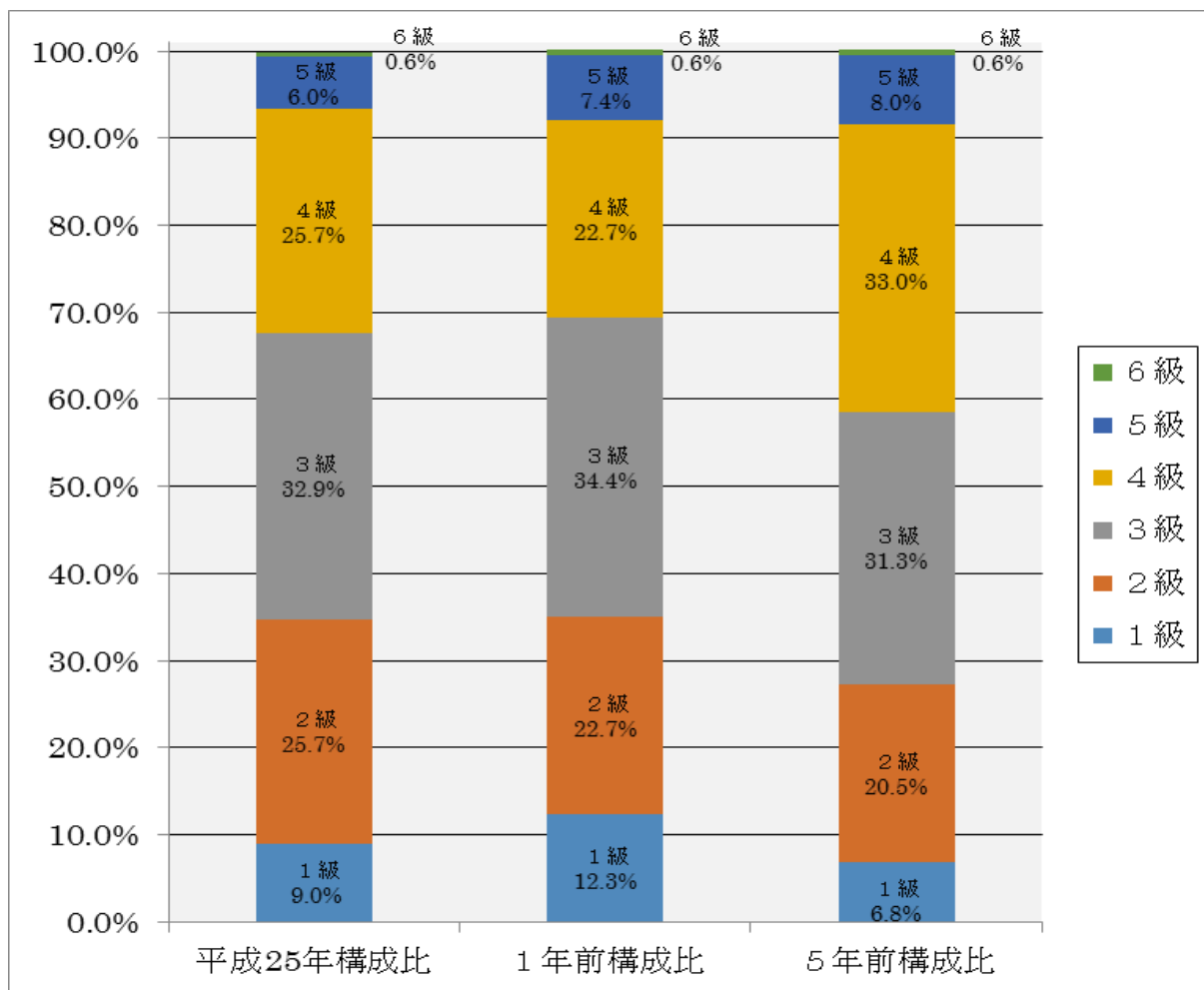
(注) 経験年数10年及び30年の大学卒並びに経験年数10年、25年及び30年の高校卒に該当する職員がないため、近似の階層を選んで記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	定型的な業務を行う職員の職務	15人	9.0%	135,600円	243,700円
2級	困難な業務を行う職員の職務	43人	25.7%	185,800円	307,800円
3級	係長及び主任の職務並びに高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	55人	32.9%	222,900円	354,700円
4級	副課長の職務、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長及び主任の職務並びに極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	43人	25.7%	261,900円	388,300円
5級	課長の職務及び困難な業務を行う副課長の職務	10人	6.0%	289,200円	400,600円
6級	総括課長の職務	1人	0.6%	320,600円	422,600円

- (注) 1 白浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

○ 平成19年1月から試行しています。

② 昇給への勤務成績の反映状況

○ 平成26年1月1日以降、55歳を超える職員にかかる昇給はなし（勤務成績が特に良好である場合に限り2号給）とし、当該職員以外は、標準を4号給として運用しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 浜 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,244千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,561千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律に決定しています。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

白 浜 町	国
(支給率) 自己都合等 勸奨・定年等 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合等 勸奨・定年等 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 なし)
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額	退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額
1人当たり平均支給額 自己都合等 勸奨・定年等 17,958千円 25,413千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支 給 実 績 (24年度決算)	109千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	109,350円		
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
和歌山市	3%	2人	3%

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		11,056千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		107,344円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度決算）		32.4%		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
技術者手当	水道業務に従事する職員	必要資格を有する電気技術業務	59千円	1回あたり 250円
感染症防疫作業手当	福祉係に勤務する職員	感染症防疫業務	0千円	1回あたり 500円
精神障害者輸送付添手当	福祉係に勤務する職員	精神障害者入院付添業務	0千円	1回あたり 1,000円
行旅死亡人取扱作業手当	福祉係に勤務する職員	行旅死亡人処理業務	0千円	1体あたり 1,000円
死獣処理作業手当	環境サービス係に勤務する職員	道路等死獣処理作業	38千円	1回あたり 300円
じんあい集荷作業手当	清掃センターに勤務する職員	じんあい集荷作業	908千円	日 400円
斎場火葬手当	火葬場に勤務する職員	斎場火葬作業	0千円	1体あたり 4,000円
汚泥・汚水処理作業手当	環境サービス係に勤務する職員	会所・下排水路バキューム清掃作業	18千円	日 400円
税務手当	税務課に勤務する職員	滞納整理（徴収事務）に従事する職員	142千円	1回あたり 150円
消防勤務手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	緊急待機業務	2,373千円	1回あたり 300円
		夜間特殊業務	4,959千円	1回あたり 700円
		消火作業	219千円	1回あたり 150円
		救急出動業務	1,099千円	町内1回あたり 100円 町外1回あたり 300円
		救急救命業務	881千円	1回あたり 350円
		防災航空隊業務	360千円	月 30,000円
医師手当	診療所に勤務する医師	必要な資格を有する医療業務	0千円	月 306,900円
		必要な資格を有する往診業務	0千円	月 150,000円
		診療所に常駐を要する診療業務	0千円	月 130,000円
		必要な資格を有する医療研究業務	0千円	月 80,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	57,634千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	213,455円
支給実績（23年度決算）	61,771千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	227,938円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 選挙事務に従事した手当は、含みません。

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 満16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ		38,651千円	222,132円
住宅手当	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅に居住の場合（家賃が月額12,000円を超える場合に限る）額27,000円を限度として家賃の額に応じて支給 自宅の場合は月額1,000円（新築等の場合は5年間に限り2,500円） 	異なる	国は、自宅の場合等（新築等の場合）の支給はない	18,901千円	102,721円
通勤手当	<p>通勤距離が片道2km以上の者で</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関を利用する場合は、通勤に要する相当額（最高限度額55,000円） 交通用具（自動車等）を利用する場合は、通勤距離に応じて2,000円から18,500円までを支給 	異なる	国は、交通用具（自動車等）を利用する場合は、通勤距離に応じて2,000円から24,500円までを支給	22,531千円	85,344円
管理職手当	役職に応じて給料月額額の100分の15を超えない範囲で支給	同じ		13,215千円	275,319円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1日につき4,200円	同じ		1,556千円	9,845円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	648,000円（－円）	（参考）類似団体最高／最低額 （25年4月1日現在）
	副 町 長		904,000円／383,500円
報 酬	議 長	300,000円（－円）	486,500円／227,000円
	副 議 長	250,000円（－円）	419,300円／182,000円
	議 員	230,000円（－円）	390,000円／157,000円
期 末 手 当	町 長	（24年度支給割合）	
	副 町 長	2.60月分	
	議 長	（24年度支給割合）	
	副 議 長 議 員	2.60月分	
退 職 手 当	町 長	（算定方式）	（1期の手当額）（支給時期）
	副町長	648千円×在職月数×0.433	13,468,032円（任期毎）
		550千円×在職月数×0.258	6,811,200円（任期毎）

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

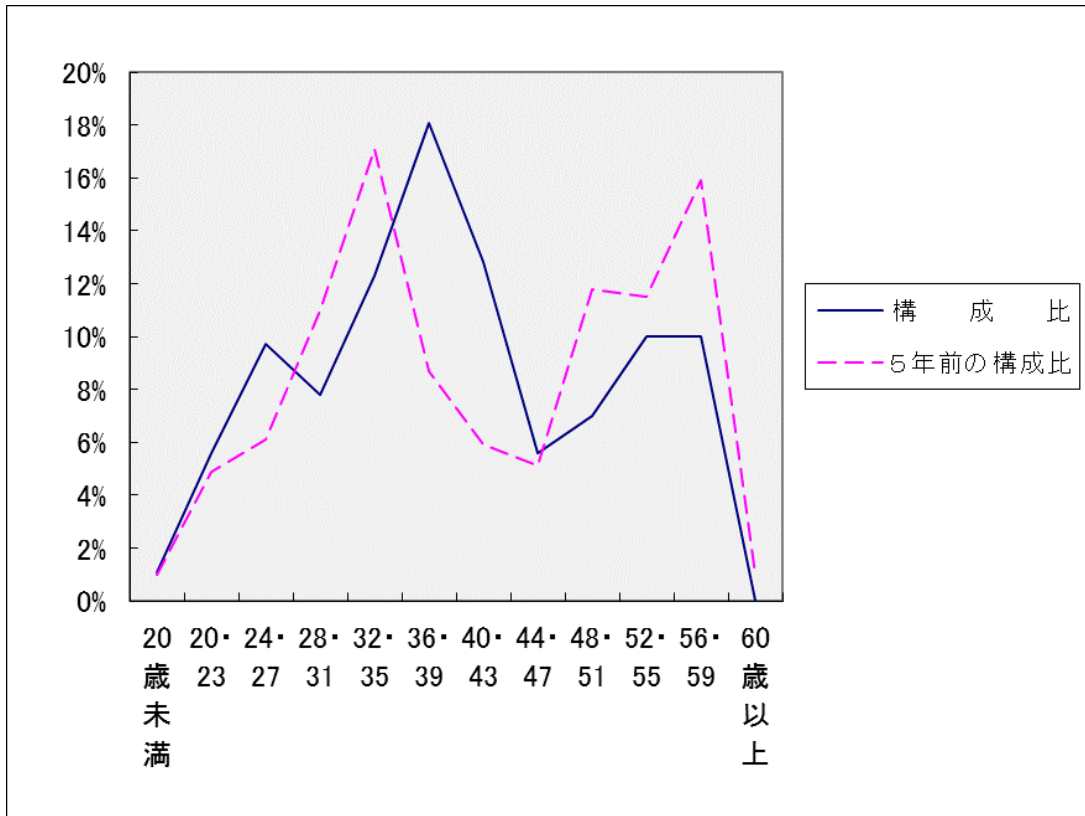
（各年4月1日現在）

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	◇退職による欠員不補充による減員 ◇配置換による増員及び減員
		総 務	51	50	△ 1	
		税 務	16	14	△ 2	
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	23	22	△ 1	
		商 工 木	8	8	0	
		土 民 生 衛 生	17	19	2	
		56	55	△ 1		
		27	27	0		
	計	202	199	△ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 86.43人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.41人）	
	教 育 部 門	43	40	△ 3	◇部門変更による減員	
	消 防 部 門	78	77	△ 1		
	小 計	323	316	△ 7	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 137.25人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.51人）	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 そ の 他	道 道	17	14	△ 3	
			2	5	3	
			18	17	△ 1	
	小 計	37	36	△ 1		
合 計		360 [358]	352 [358]	△ 8 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 152.88人	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	23人	33人	34人	35人	64人	57人	18人	22人	26人	37人	0人	351人

(注) 職員数は教育長を除いています。

(3) 職員数の推移

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	214人	207人	205人	204人	202人	199人	▲15人(▲7.0%)
教育	49人	45人	41人	43人	42人	39人	▲10人(▲20.4%)
消防	79人	79人	78人	79人	78人	77人	▲2人(▲2.5%)
普通会計計	342人	331人	324人	326人	322人	315人	▲27人(▲7.9%)
公営企業等会計計	45人	40人	36人	36人	37人	36人	▲9人(▲20.0%)
総合計	387人	371人	360人	362人	359人	351人	▲36人(▲9.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況（白浜町水道事業）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)23年度の 総費用に占める 職員給与費比率
24年度	593,796千円	19,560千円	97,610千円	16.4%	17.1%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
24年度	10人	39,863千円	3,290千円	16,438千円	59,591千円	5,595千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白浜町（水道事業）	40.3歳	352,170円	464,812円
団 体 平 均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 臨時職員は含みません。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 浜 町 （水道事業）	白 浜 町 （団体平均）
1人当たり平均支給額（24年度） 1,404千円 （24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	1人当たり平均支給額（24年度） 1,244千円 （24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

白 浜 町 （水道事業）	白 浜 町 （団体平均）
（支給率） 自己都合等 勸奨・定年等 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし）	（支給率） 自己都合等 勸奨・定年等 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし）
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額	退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額
1人当たり平均支給額 自己都合等 勸奨・定年等 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 自己都合等 勸奨・定年等 17,958千円 25,413千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
和歌山市	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		59千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		59,250円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		10.0%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
技術者手当	水道業務に従事する職員	必要資格を有する電気技術業務	59千円	1回あたり 250円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	616千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	61,563円
支給実績 (23年度決算)	833千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	83,347円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 選挙事務に従事した手当は、含みません。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内 容	支 給 実 績 (24年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) ・ 満16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ		1,356千円	135,550円
住宅手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅に居住の場合（家賃が月額12,000円を超える場合に限る）額27,000円を限度として家賃の額に応じて支給 ・ 自宅の場合は月額1,000円（新築等の場合は5年間に限り2,500円） 	同じ		156千円	25,917円
通勤手当	<p>通勤距離が片道2km以上の者で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関を利用する場合は、通勤に要する相当額（最高限度額55,000円） ・ 交通用具（自動車等）を利用する場合は、通勤距離に応じて2,000円から18,500円までを支給 	同じ		422千円	30,159円
管理職手当	役職に応じて給料月額 の100分の15を超えない 範囲で支給	同じ		540千円	180,072円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1日につき4,200円	同じ		0千円	0円